

# 大会決議

(第21回全国中途失聴者・難聴者福祉大会inうどん県)

## 中途失聴者・難聴者の権利に対する私たちの取組の理念

私たち全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、難聴者・中途失聴者がすべて聞こえの程度に関係なく、一人の人間として尊重され、国民としての権利を享受し、差別なく平等に地域社会の一員として認められることを目標としています。

来年4月から障害者差別解消法が施行されます。また、障害者総合支援法の3年後見直しが実施されます。そして、障害者権利条約に沿った施策の実施状況が政府報告として国連に提出されます。来年は障害者制度改革の重要な評価の年になります。

しかしながら、私たちが悲願とするデシベルダウンは依然として実現の目途が立っていません。聴覚障害に関する認定基準は国際基準から大きく遅れており、逆に聴覚障害の判定に脳波検査（ABR）が導入されるように障害認定を厳格化する方向で施策が進んでいます。その結果、障害者福祉サービスという社会のセーフティネットから多くの中途失聴・難聴者が排除される状況が続いています。

私たち全難聴は、そのような全国の中途失聴・難聴者の集まりであり、聞こえない・聞こえにくい仲間にとって暮らしやすい社会づくりを目指す共通の目的を持った地域協会の集まりです。そして、全国各地の活動課題を持ち寄り、活動目標を定め、それに従った活動結果を全国各地に持ち帰り検証する、そこからまた新たな課題を見出していく当事者の運動体です。

このような状況の中で、私たちは次のような基本的理念を掲げ、全難聴の活動を推進していきます。

### 1. 身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルに変更を求めていく。(デシベルダウン運動)

現行身体障害者福祉法の認定基準は大正年代に定められた労働法の就業不可能なレベルを持って算定根拠としており、国際的基準（500Hz～4kHzで両耳平均聴

力 41dB 以上) からみても日本の定める障害の基準 (500Hz ~2kHz で両耳平均聴力 70dB 以上) は聴覚障害者の生活実態から乖離 (かいり) しています。また、特に幼少期、学齢期の言語獲得時にある幼児・児童・生徒の聴覚補償は将来の社会を背負って立つ人材育成という観点からも重要な問題であり、この問題の重要性を認識した地方自治体においては、学齢期に達した軽・中等度難聴児への補聴器交付や補聴援助システム機器の貸与等を条例により実施するところが増加しています。

また、急速な高齢社会の到来は、聞こえの障害を自覚しない高齢難聴者の著しい増加をもたらしており、これら高齢難聴者を福祉サービスの対象とすることも社会の重要な課題です。このような実状を踏まえて、身体障害者福祉法別表の聴覚障害認定基準を早急に国際基準に合うよう、純音聴力検査による残存聴力機能だけでなく、当事者のコミュニケーションのニーズ (生活上の困難度) も加味して改定を行ってください。

## **2. 中途失聴者・難聴者の完全参加と平等を保障するものとする。**

全難聴は、障害者権利条約、障害者総合支援法を実効ならしめるものとして障害者差別解消法の施行に向けた諸課題に取り組んでいます。その取り組みをさらに前進させるために、全国の都道府県、市町村に至るまで、各種福祉政策決定の場に、私たち中途失聴・難聴者の参画を求めます。当事者の参画が保障される「私たち抜きに、私たちのことを決めないで！」という権利条約採択時の精神に基づき国、各自治体の施策を進めることを求めます。

## **3. 社会のあらゆる分野での情報・コミュニケーションの保障を求める。**

**放送・通信、就労、教育、司法、選挙、交通、防災、文化・スポーツ等社会のあらゆる分野で中途失聴者・難聴者の情報保障、コミュニケーション支援を求める。**

「障害は、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用障害」とする障害者権利条約の規定を受けて、インクルーシブな社会、情報バリアフリーを実現する環境整備と合理的な配慮を求めます。

各種補聴援助システム機器の整備、光・振動等信号装置、字幕とリアルタイム文字の表示、要約筆記などの意思疎通支援、電話リレーサービス、遠隔通訳など必要な場における適切な対応が図れる合理的な配慮を求めます。公共交通機関の運行情報や公共施設における文字表出や補聴環境、教育の場での情報保障、娯楽施設、文化施設での文字による情報提供と補聴援助システムの整備や設置を求めます。

## **4. 中途失聴者・難聴者に対する福祉サービスは抜本的な拡充を求める。**

- (1) **当事者の希望する補聴器の交付と補聴援助システムの新規交付事業開始を求める。**

現在耳かけ型を基本とした交付が実施されているが、両耳装用や耳穴形の装用もQOL（生活の質）の向上が認められることから、本人の希望が尊重される交付が必要です。障害者総合支援法で給付されるデジタル補聴器は基本構造以外のハウリング抑制機能や周波数圧縮変換機能も必要です。

補聴器や人工内耳では、音源から離れたところでの聴取は困難が増大します。それを補うFM補聴器等の補聴援助システムの給付を拡大することを求めます。また、交付判定にあたっては障害等級による制限を緩和し、必要性、有効性を判定の基準としてください。

## **(2) 人工内耳体外機器更新、電池購入の公費補助を求める。**

人工内耳埋め込み手術が日本で開始されてから4半世紀、保険適用から20年が経過しました。体外機器の更新、電池購入に公費補助が受けられず、多くの年金暮らしの高齢者、劣化・消耗の激しい学齢期世代の装用者がいる家庭においては経済的負担のため、継続的な良好な聞こえをあきらめざるを得ないという状況も発生しています。人工内耳体外機器更新、電池購入に公費補助の実施を要望すると同時に、されるよう求めます。地域格差が生じないように、全国一律の制度とするようにしてください。

## **(3) 中途失聴者・難聴者の聴能訓練、筆談、手話、読話等のコミュニケーション手段の学習、生活訓練等を事業化することを求める。**

中途失聴・難聴者の自立には、補聴器装用訓練や情報保障手段の学習や習得など新たなコミュニケーション手段を学ぶ場が欠かせません。また、難聴者にとって例会などの交流は社会参加上で重要な生活訓練にあたる意義、意味があります。中途失聴者や途中で難聴になられる方々の日常生活訓練の場、学習の場の確保ができない少ない現状を改善してください。事業の運営には事業化とともに、障害当事者・団体の運営や関与が必要です。当事者目線・視点にたった事業としてください。

## **5. きこえの健康支援センターの実現を求める。**

聴覚補償の推進を医療、福祉の両面から制度化し、医療、福祉、就労、教育など総合的な支援が受けられるセンターとすることを求める。

全国に聞こえに不自由な方は1,900万人に及び、そのうち900万人ほどが何らかの支援、サポートを必要としています。しかしながらこれに関わる社会的資源は分散しており、有機的な機能を果たせる機関が存在していません。

聴覚補償の推進には聴覚(補聴器)外来と補聴器給付事業のように医療と福祉のサービスや社会・成人教育、就労・教育を含めた分野との一体的・一元的な連携が取れる施設が必要です。聴覚障害者の情報・コミュニケーション手段に関する総合的対応ができる施設が必要です。よってこれらの機能を担う「きこえの健康支援センター」の実現を求めます。

## **6. 要約筆記者の養成、派遣事業に関わる特別支援事業の継続と充実を求める。**

### **(1) 要約筆記者指導者養成事業を継続することを求める。**

要約筆記は意思疎通を仲介する通訳としての位置付けが法定化されています。平成25年度から施行されている障害者総合支援法により、要約筆記奉仕員に代わり要約筆記者が事業に担い手とする通知がなされ、そのための要約筆記指導者養成講習会も開催されています。引き続き、指導者養成講習会と現要約筆記奉仕員のレベル・スキルアップをはかるための補習講習の充実と強化のための特別支援事業の継続を求めます。

### **(2) 要約筆記者の派遣対象の拡大、範囲の拡大を求める。**

- ① 障害者総合支援法下での都道府県・区市町村実施要綱に、当事者団体への手話通訳者・要約筆記者派遣を明記することを求めます。また、複数の同障害者のコミュニケーションにとって、なくてはならない要約筆記者公費派遣の実施の更なる推進を求めます。
- ② 職場への要約筆記者派遣について、雇用主の負担能力を勘案した通訳派遣ができるよう雇用助成金や福祉制度での活用をはかれることを求めます。
- ③ 聴覚障害者が定年退職後等に社会人入学として高等教育機関に学ぶ方が増えています。高齢化社会にあって、社会貢献、向学心に燃える中高年の方も多くなりました。このような機会に情報保障の配慮が受けられないことは差別にあたります。高等教育機関や社会教育の場での情報保障の当事者のコミュニケーション手段、通訳手段に応じた福祉サービスが受けられるよう求めます。

### **(3) 要約筆記者派遣事業における、都道府県、市町村間を超えた派遣事業の実施を求める。**

障害者総合支援法での通訳派遣は地域で、広域で福祉サービスを受けられるということになっていますが、都道府県内外でいつでも、どこでも、必要な場に要約筆記者の派遣ができ、私たちの権利が守られることが必要です。都道府県、政令市等での広域的な派遣事業を推進してください。

## 7. 当事者団体の国際活動への参画に対する国からの支援を求める。

2012年6月、4年に一度の国際難聴者連盟の総会、分科会等が開催されました。参加者個人の負担も重く、特に言語の問題もあり、多額の言語通訳費用や同行する要約筆記者の費用も、参加する中途失聴者・難聴者の負担となっております。グローバルな現代において、多大の金銭的負担・バリアーを抱えながら参加をしなくてはなりません。また、アジア・太平洋地域難聴者・失聴者連盟の設立に伴い、当会の果たすべき国際的な責任も生じています。なお、日本のイニシアチブでタイのバンコクに設立された「アジア・太平洋地域障害者センター」を通じて、アジア地域での全難聴の役割に期待され、昨年9月には難聴者組織の強化・拡充に関して先進事例の報告を行いました。

## 8. 組織強化に結び付けられる事業の拡大に、最大限の支援と助力を求める。

組織離れは時代の趨勢（すうせい）ではありますが、高齢化社会の中にあって生活していくうえで一番大切な機能はコミュニケーション能力です。嫌がうえにも難聴になればあらゆる人とのコミュニケーションに障害をもたらします。聴覚補償分野では国際的にもレベルは上がったが、国内では本人及び本人を取り巻く環境整備はほとんど進んでいないのが実状です。中途失聴者・難聴者に対する福祉の充実は今現在の日本にとって最大の課題であると認識しています。ハード面での世界レベルからソフト面も含めた世界レベルを実現できるよう最大限の支援を求めます。

以上 決議します。

2015年11月22日

第21回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in うどん県 参加者一同